

答申第 51 号

答 申

「平成 28 年 7 月 8 日付け児童通告書（〇〇第〇〇号）」開示決定（部分開示）
案件

第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」とする。）の結論

令和元年 10 月 24 日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）
が行った個人情報開示決定（部分開示）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求及び開示結果

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和元年 10 月 11 日、愛媛県
個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）
第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇第〇〇号について
（平成 28 年 7 月 8 日付）詳細は別紙 1 に記す」について個人情報開示請求
（以下「本件請求」という。）を行った。

実施機関は、この開示請求に対し、令和元年 10 月 24 日付けで個人情報
開示決定（部分開示）（以下「本件処分」という。）を行った。

2 非開示とした部分及び理由

非開示とした部分は、「決裁欄、欄外、担当者欄並びに通告理由及び処
遇意見欄」で、その理由は、これらの欄に記載された情報は、条例第 19
条第 2 項第 1 号、第 1 号ウ又は第 7 号に該当し、開示すれば公務員の権利
利益を不当に害するおそれ又は業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ
があるためである。

3 審査請求

請求人は、本件処分を不服として、令和元年 12 月 6 日、行政不服審査法
（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対
し「本通告書を明らかにすること又は本通告書は間違いであるという公文
書を頂くことを希望する。」として、審査請求を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人が審査請求書において主張する審査請求の趣旨は、おおむね次のと

おりである。

- 保護者は、現場警察官に事実を伝え続けていたにも関わらず、〇〇主任（当時）へ全く伝わっていなかった。
- 〇〇主任（当時）は、『事実に反する『認識』』に基づき、〇〇福祉司の『意向』に沿う公文書を作成した。『公文書』として『不適切』である。
- 児童相談所は、本公文書を基に公文書を作成し、『『虐待対応』と同じ内容の『養護』の『委託一時保護』』を実施した。
- 児童相談所は、『委託一時保護』を解除したままで、『公文書』作成という完了作業を行わないため、私も保護者も、精神的ストレス及び不利益を受け続けて困っている。
- 事実関係が明らかにならないため、『履歴』を公開できないという『社会活動上の『不利益』』も受け続けて困っている。
- 母は、事実関係の解明が進まないこと等により『睡眠障害』を発症し、通院・服薬治療中であるが、『母の『睡眠障害』』を、少しでも和らげるためにも、『『通告書』を明らかにする事』又は『通告書は間違いである』』という公文書を頂く事』を希望している。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において主張する本件処分とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件個人情報について

実施機関では本件請求に係る個人情報について、児童通告書（平成 28 年 7 月 8 日付け〇〇第〇〇号）に記載された請求人自身の個人情報（以下「本件個人情報」という。）であると特定した。

2 本件個人情報のうち非開示とした部分及び理由

(1) 個人に関する情報（条例第 19 条第 2 項第 1 号）

ア 非開示とした部分

担当者の官職氏名欄の内線番号

イ 非開示とした理由

本件通告担当者が所属する警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話に係る情報が記載されている。このような内線番号に係る情報を開示した場合、内線番号のみでは職員の氏名を特定することはできないが、架電することにより職員の氏名を特定することが可能であり、本件請求に係る通告という職務の遂行に限らず、公務員

の氏名に係る情報が公になり、ひいては不当な誹謗中傷等により開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、非開示とした。

(2) 公務員等の個人に関する情報（条例第 19 条第 2 項第 1 号ウ）

ア 非開示とした部分

決裁欄、欄外及び担当者の官職氏名欄の非開示部分

イ 非開示とした理由

条例第 19 条第 2 項第 1 号ウでは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非開示の対象から除くと規定しているが、警察業務はその性質上、関係職員の氏名等を公開した場合、当該職員の私生活上の権利利益を不当に害するおそれが強いことから、組織における職員の地位等も考慮して、「公安委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則」（平成 17 年愛媛県公安委員会規則第 11 号。以下「公安委員会規則」という。）第 2 条において、氏名を公開しない職員を定め、その範囲を警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する警察職員としている。

非開示部分は公安委員会規則で定める警部補相当職以下の階級にある警察職員の氏名に係る情報に該当することから、非開示とした。

(3) 事務又は事業に関する情報（条例第 19 条第 2 項第 7 号）

ア 非開示とした部分

通告理由及び処遇意見欄の非開示部分並びに担当者の官職氏名欄

イ 非開示とした理由

通告理由及び処遇意見欄には、保秘を原則としている警察への通報者及び通報内容に関する情報が記載されており、これらを開示すれば、関係者からの抗議や報復をおそれ、積極的な通報の協力が得られなくなったり、通報者自身の人定事項や詳細な現場の状況についての説明を得られなくなったりするおそれがあることから、非開示とした。

また、保護当時に当該保護に係る児童を発見のうえ面接及び事情聴取した警察官による児童特定の経緯や、児童に対する評価に係る情報が記載されており、これらを開示すれば、今後も警察のみならず関係機関において継続対応していくべき当該児童の保護に際して、関係者から無用の抗議を受けたり、対抗措置を講じられたりすることにより適切な対応ができなくなるおそれがあるばかりでなく、他の同種案件における調査等の対応にも支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

さらに、関係機関との連携の状況に係る情報が記載されており、こ

れらを開示すれば、関係者から無用の抗議を受けたり、対抗策を講じられたりするなど、本件児童に関してのみならず、児童の保護に係る事務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

担当者の官職氏名欄には、警察電話の内線番号が記載されており、これを開示すれば、関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷、無用の抗議のほか、事務妨害等を目的とした架電の対象となるおそれが高く、これにより通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼし、警察内部の連絡、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示とした。

第5 請求人の反論

請求人が反論書において主張する実施機関の弁明に対する反論の趣旨は、おおむね次のとおりである。

- 3枚の通告書を公文書として不適切とし、審査請求を行い、警察へ『事実関係の確認・黒塗り事項の開示・公文書を正しい内容への修正等』を依頼し続けた。
- 私が児童相談所に『委託一時保護』されたのは、『通告書』に基づく事であるため、『通告書』に対し、『事実関係の確認・黒塗り事項の開示・公文書を正しい内容への修正等』を必要としている。
- 『強制収容』である『委託一時保護』に関する『弁明書』に添付されていた公文書についての事実関係を明らかにするための審査請求を行った。
- 『通告書』は、警察の内部資料でもメモ書きでもなく、かつ、外部機関への『公文書』である。
- 愛媛県警は、『行政判断』の基準となる公文書である『通告書』を、『開示』も『訂正』も行わないことから、通告書を『正』と判断している事となる。
- 『『正』の公文書』であるならば、『公務』としての公平・公正性及び透明性を担保するために、私と家族の名前等個人情報以外は、全て開示する事が『『公務』の在り方として当然』と思う。
- 『警察の開示する内容』が、『児童相談所の開示した内容』より更に■（黒塗り）が増えていることにも、強い不審と不安を感じる。
- 児童相談所が行った『委託一時保護』に関し、児童相談所が『委託一時保護』に関する『弁明書』に『通告書』を添付したが故に、私は事実を知る権利と必要性があると思う。

- 『平成 28 年 7 月 8 日 ○○第○○号』は、公文書でありながら、真偽を検証できない、『平成十四年国家公安委員会規則第二十号少年活動規則』に反している等、通告書として問題点がある。
- 公文書であるため、本来全て開示されるべきであり、『通告』という性質上、『通告内容』を全て明らかにするべきである。
- 個人への『通告』に関する『公文書』でありながら、その記載内容の真偽すら検証できないのであれば、『『密室裁判』的な公平・公正さに欠けた『公務』』と言わざるを得ない。

第 6 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「児童通告書（平成 28 年 7 月 8 日付け○○第○○号）」である。

本件処分に関して、実施機関は、非開示とした部分及び理由のうち、

- ① 「決裁欄及び欄外」については、公安委員会規則で定めるところにより、当該個人の印影又は氏名を開示すれば公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 1 号ウに該当する。
- ② 「通告理由及び処遇意見欄」については、児童虐待調査に関する情報を開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号に該当する。
- ③ 「担当者欄」については、警察電話の内線番号を開示することにより、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、さらに業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 1 号及び条例第 19 条第 2 項第 7 号に該当する。

また、個人の氏名を開示すれば、公安委員会の定めるところにより公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 1 号ウに該当する。

というものである。

これに対し、請求人は、

- 児童相談所は、本公文書を基に公文書を作成し、『『虐待対応』と同じ内容の『養護』の『委託一時保護』』を実施した。
- 児童相談所は、『委託一時保護』を解除したままで、『公文書』作成という完了作業を行わないため、私も保護者も、精神的ストレス及び不利益を受け続けて困っている。

と審査請求書を提出したもので、その内容の大部分は、警察署の対応や一時保護処分を批判する内容に終始しており、本件処分の適法性又は妥当性

の判断とは無関係なものと考えられ、当審査会の守備範囲外と言わざるを得ないものであるが、請求人は、審査請求書又は反論書において、

- 本通告書を明らかにすることを希望する。
- 公文書は全て開示されるべきである。
- 『警察の開示する内容』が、『児童相談所の開示した内容』より更に
■（黒塗り）が増えていることにも、強い不審と不安を感じる。

と主張しているところであり、以下実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 個人に関する情報

ア 担当者の官職氏名欄

実施機関では、「担当者の官職氏名欄の非開示部分」について、警察電話の内線番号は、請求者以外の個人に関する情報であり、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第19条第2項第1号に該当するので非開示としたとしている。

これに対し、請求人は、「私や家族に関する記載以外は全て開示されるべきである」と主張している。

当審査会において、本件処分において実施機関が非開示とした、「担当者の官職氏名の非開示部分」について見分したところ、当該部分には警察電話の内線番号が記載されているのを確認した。

条例では、条例第19条第2項第1号で、開示請求者以外の者の個人情報に含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示とすることを規定している。

前記情報に関して、本件通告担当者が所属する警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話の内線番号を開示した場合、内線番号のみでは職員の氏名を特定することはできないが、架電することにより職員の氏名を特定することが可能であり、本件請求に係る通告という職務の遂行に限らず、公務員の氏名に係る情報が公になり、ひいては不当な誹謗中傷等により当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は合理的である。

これらのことから、条例第19条第2項第1号に該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当なものとして判断する。

イ 決裁欄、欄外及び担当者の官職氏名欄

実施機関では、「決裁欄、欄外及び担当者の官職氏名欄の非開示部分」について、公安委員会規則で定めるところにより、当該個人の印影又は氏名を開示すれば公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるた

め、条例第 19 条第 2 項第 1 号ウに該当するので非開示としたとしている。

これに対し、請求人は、「私や家族に関する記載以外は全て開示されるべきである」と主張している。

当審査会において、本件処分において実施機関が非開示とした、「決裁欄、欄外及び担当者の官職氏名欄の非開示部分」について見分したところ、当該部分には、警部補相当職以下の階級にある警察職員の印影又は氏名が記載されているのを確認した。

条例第 19 条第 2 項第 1 号ウでは、開示請求者以外の個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非開示の対象から除くと規定しているものである。

ただし、当該公務員の氏名に係る情報にあつては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害する場合又は、当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職である警察職員である場合の当該情報を除くと規定している。

さらに、公安委員会規則第 2 条において、条例第 19 条第 2 項第 1 号ウの公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とすると規定している。

この欄に記載された氏名に係る情報が公安委員会規則で非開示とする警部補相当職以下の職員に係るものであるとする実施機関の説明は合理的である。

これらのことから、条例第 19 条第 2 項第 1 号ウに該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当なものと判断する。

(2) 事務又は事業に関する情報

実施機関では、「通告理由及び処遇意見欄並びに担当者の官職氏名欄の非開示部分」について、児童虐待調査に関する情報又は警察業務のための内線電話番号であり、開示することにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号に該当するので非開示としたとしている。

これに対し、請求人は、「私や家族に関する記載以外は全て開示されるべきである」と主張している。

当審査会において、本件処分において実施機関が非開示とした「通告理由及び処遇意見欄並びに官職氏名欄」について見分したところ、通告理由及び処遇意見欄の 3 行目から 4 行目にかけては、警察への通報者及び通報内容に関する情報、同欄 5 行目から 7 行目にかけては、保護当時に当該保護に係る児童を発見のうえ面接及び事情聴取した警察官による

児童特定の経緯や、児童に対する評価に係る情報、同欄 10 行目から 12 行目にかけては、関係機関との連携の状況に係る情報、担当者の官職氏名欄には警察電話の内線番号が記載されているのを確認した。

条例では、条例第 19 条第 2 項第 7 号で、県の機関、国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを非開示とするものと規定している。

なお、同号でいう「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含むものであり、監査、交渉、試験その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得ることから、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるものとして取り扱うと解されている。

実施機関が非開示とした理由として、

- 警察への通報者及び通報内容に関する情報について、これらの情報は保秘を原則としており、開示すれば、関係者からの抗議や報復をおそれ、積極的な通報の協力が得られなくなったり、通報者自身の人定事項や詳細な現場の状況についての説明を得られなくなったりするおそれがある。
- 保護当時に当該保護に係る児童を発見のうえ面接及び事情聴取した警察官による児童特定の経緯や、児童に対する評価に係る情報について、これらを開示すれば、今後、警察のみならず関係機関において継続対応していくべき当該児童の保護に際して、関係者から無用の抗議を受けたり、対抗措置を講じられたりすることにより適切な対応ができなくなるおそれがあるばかりでなく、他の同種案件における調査等の対応にも支障を及ぼすおそれがある。
- 関係機関との連携の状況に係る情報について、これらを開示すれば、関係者から無用の抗議を受けたり、対抗策を講じられたりするなど、本件児童に関してのみならず、児童の保護に係る事務業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- 警察電話の内線番号について、内線番号を開示すれば、関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷、無用の抗議のほか、事務妨害等を目的とした架電の対象となるおそれが高く、これにより通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼし、警察内部の連絡、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

としている。

実施機関の説明はいずれも合理的であり、これらの情報を開示すれば業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

これらのことから、当該非開示部分が条例第19条第2項第7号に該当するとして非開示とした実施機関の決定は妥当なものと判断する。

3 請求人の意見について

請求人は、本件個人情報について、「警察の開示する内容が、児童相談所の開示した内容より■（黒塗り）が増えていることにも強い不審と不安を感じる。また、公文書であるため、本来、全て開示されるべきである。」と主張しているものであるが、個人情報開示請求に対する処分については、各実施機関それぞれが行っているところであり、本件実施機関である愛媛県警察本部長と他の実施機関とでは、職務内容が異なることから、処分内容が異なることについては、やむを得ないものと判断する。

さらに、請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第7 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処理内容
令和2年4月10日	諮問
同年5月18日	審査会（第1回審議）
同年7月13日	審査会（第2回審議）
同年8月31日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	